

令和7年度「壱岐市インバウンド旅行商品広告宣伝事業支援金」交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、訪日外国人の誘客を促進するため、旅行会社に対し、予算の範囲内において、壱岐市インバウンド旅行商品広告宣伝事業支援金（以下、「支援金」という。）を交付するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象）

第2条 支援の対象は、壱岐市へ訪日外国人観光客を送客する旅行商品（以下、旅行商品という。）にかかる広告宣伝事業とし、次の各号すべてを満たすものとする。なお、旅行商品の旅行実施日は、令和7年4月17日以降に開始し、令和8年2月28日までに終了するものとする。

- （1） 外国籍を有する者を対象とするもの。
- （2） 1回の送客人数が2名以上であるもの。（ただし、宿泊費が発生しない幼児及び、添乗員、乗務員を含めない。）
- （3） 壱岐市内の宿泊施設に1泊以上する旅行商品であること。

（支援対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる旅行会社は、日本国内の銀行口座を保有する海外旅行会社または、旅行業法登録をしている日本国内に営業所を置く旅行会社とする。なお、同一の旅行商品について、支援を受けることができる旅行会社は、1社に限る。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、1人1泊につき2,000円とし、1度の旅行につき最大3泊を上限とする。

（申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、旅行催行日の5日前までに、次に掲げる書類を一般社団法人壱岐市観光連盟会長（以下、会長という。）に提出する。

- （1） 交付申請書（様式第1号）
- （2） 実施計画書（別記1）
- （3） 企画する旅行商品の内容がわかる書類（パンフレット・行程表等）

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下、事業者という。）が実施計画の変更をしようとする場合は、変更申請書（様式第3号）及び変更実施計画書（別記2）に係る書類を添付し、会長に提出するものとする。

- 2 会長は、変更申請書等について、内容が適当であると認めたときには、変更決定通知書（様式第4号）により変更決定額を事業者に通知する。なお、交付決定額に変更が生じない場合は通知しない。

(実績報告)

第8条 事業者は交付決定を受けた事業の完了後又は毎月事業実施後、翌月10日までに次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 宿泊実績書（別記3）（募集型・受注型の団体の場合）
- (3) 個人型宿泊実績書（別記4）（ダイナミックパッケージ等の個人型の場合）
- (4) 企画する旅行商品の内容がわかる書類（パンフレット・行程表等）
- (5) その他会長が必要と認めるもの

(支援金額の確定)

第9条 会長は前条の規定により、実績内容の審査及び宿泊施設への宿泊実績の確認等を行い、適正と認めたときは、交付すべき支援金額を確定し、当該事業者へ確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(支援金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた事業者は、請求書（様式第7号）を提出し、会長は請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に事業者へ支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 会長は、必要に応じて事業者から交付決定を受けた事業について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消し)

第 12 条 会長は、事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、交付決定した支援金額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第 13 条 会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、事業者の当該取消にかかる部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた事業者は、会長が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 14 条 事業者は、当該支援金にかかる証拠書類を事業完了後、5 年間保管しなければならない。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 17 日から施行する。